

## 保健所の今後の母子保健活動のあり方に関する研究 周産期医療センターと保健所との連携

峯川 章子\*

**要 約：**周産期（小児）医療の発展にともない、未熟児の救命や慢性疾患児の予後改善をもたらしている。様々な疾患を抱えたこどもやその親が生活の場である地域にて安心して生活を送っているためには、医療機関のみではなく地域保健機関と協力・連携して家族を援助していかねばならないと考えられる。

**見出し語：**周産期医療、養育問題、機関間連携

### 1. はじめに

周産期医療を含めた小児医療の発展に伴い、出生体重1000g未満の超低出生体重児を含む極低出生体重児の救命、先天異常や難治性疾患をもっている慢性疾患児の予後改善をもたらしている。その予後改善がめざすものは生命の生存だけではなく、そのこどもがもっている疾病と共存しながらQOLを高めていけるように支援しなければならない。そのためには、医療および看護の継続が入院中のみならず、退院後も長期にわたり必要であると考えられる。継続する問題点の多くは、児の疾病も含めた健康に関すること、発達・発育面や母の健康、愛着形成、

養育面での問題等が挙げられる。家族も含め、その家族を長期にわたってフォローしていくためには、周産期医療センターを中心とした医療の立場だけではなく地域保健機関との連携なくしては十分なものをおこなうことはできないと考えられる。

医療と保健が協力、連携して、こどもの生活の場である地域においてどのように援助をしていくかについて検討し、システムを構築していく必要がある。

### 2. 周産期医療センターと公衆衛生活動

---

\*大阪府立母子保健総合医療センター企画調査部

人の健康について包括的に考えてみると、健康増進、疾病予防、早期発見、早期治療、治癒または軽快、そして社会復帰（退院）という流れとして捉えることができる。これらの流れがスムーズであるためには、それぞれのサービス提供をおこなっている機関間の連携がスムーズでなければならない。例えば、健康増進や疾病予防に関しては保健所や市町村がおこなう保健活動が中心となってサービスが提供されている。しかし一度病気に罹患すれば、住民へのサービス提供の主体は医療機関へと移っていく。そして治癒または軽快して退院の運びとめでたくなれば、再びサービスの主体は地域保健機関へと戻っていく。これらの流れの中で地域保健機関と医療機関とをどのようにつないでいくかが大切な問題となる。

「医療と地域保健活動」の有機的な連携は未だ構築中の段階であり、その中においていくつかの周産期（小児）医療センターでは、病院に併設して公衆衛生部門を設けて医療と保健の橋渡しの役割を受け持ち始めた。周産期医療センターにて出生し、退院を迎えることのできた子どもをはじめとした家族にとっては喜びの気持ちと同時に退院後の生活の場での不安も大きいことは容易に想像することができるであろう。生活の場である地域にて、退院後も引き続き療育や育児を安心しておこなっていけるように医療機関側は児を含む家族に対する養育上のリスク判断や予後問題予測をおこない、地域保健機関側へ伝えていく必要があると考えられる。

### 3. 周産期医療センターより地域保健機関へ

周産期医療センターより地域保健機関へ児の退院にあたっておこなうべき事項としては以下のものを挙げるができる。

①退院前面接：家庭状況の把握と育児の安全性の確認をおこない、養育問題についての予測をおこなう。

②院内カンファレンス：主治医や看護婦、コ・メディカルスタッフと児の状態について情報交換をおこない、退院後の関与方針を決める。

③保健所への連絡：病状経過、診断、治療、予後、家族背景、母子観察記録、病院での家族への指導事項や保健所への依頼事項についての記録を送付するとともに家庭訪問の依頼をおこなう。

### 3. 地域保健機関にて

周産期医療センターより児の退院の連絡を受けて初めて地域保健機関での関与を始めることになる。より住民へ密接した直接サービスを展開するために母子保健事業を市町村へ委譲することになるわけであるが、周産期医療を中心とした広域的かつ専門的サービスについては委譲後も保健所にて対応しようとしている動きもみられている。その中で、中心となる活動は家庭訪問ではなからうか。家庭訪問では特に入院中には把握しにくかった生活の場での児の様子、育児環境・生活実態、母子関係、家庭状況、親の心配事・相談事等を把握することができる。医学上や看護上に問題があれば病院へ速やかに連絡して今後の医療の場面で対応してもらおう。

#### 4. 未熟児の養育問題について

大阪府立母子保健総合医療センター（以下、府立母子センターと省略）にて1984年生まれの生存退院極低出生体重児 103例について家庭訪問報告書から養育問題を分析した報告がある。それによると、家庭訪問報告書の受理は80%、電話での報告を加えると家庭訪問状況を98%把握している。地域保健所の保健婦による初回家庭訪問は全体の約半数にあたる52%が退院後14日以内にされ、83%については継続訪問の計画がある。初回訪問で保健婦が把握した内容は、家族の問題が64例、特に母親の育児不安・疲労17例が目立つ。また、親からの相談では家庭での具体的な育児や環境面に関することが多い。

また、超低出生体重児の予後と養育問題については、1989年に分析をおこなった調査報告がある。それによると生存退院した超低出生体重児 124人（1981年11月～1986年 3月生まれ）の児のうち、要訓練療育児は45人（36.3%）であった。精神発達障害では、境界域精神発達遅滞が17人ともっとも高率であった。

精神発達遅滞や境界児については、初めから地域の母子通園による幼児教室や精神薄弱児施設、保健所の障害児保育の場での療育を開始している。府立母子センターでは、各地域での療育訓練機関への紹介は、センター保健婦を介して、保健所保健婦へ依頼している。養育環境上の問題については、ネグレクトを含む虐待は5人（4.0%）で高率である。その他、母の身体疾患20%、経済問題10.5%であった。これらの養育問題については医療機関のみでの援助は困難であり、生活の場である地域保健所との連携

が有効であると考えられる。

養育問題を抱えている等の周産期医療センターとの連携を要する事例については、保健所は合同カンファレンスを必要とするであろう。府立母子センターが保健所とのカンファレンスを開催した理由をみると、母の疾病・障害、生命を危惧する家庭看護過誤、虐待等、こどもの疾病に関するものよりも養育問題の方が多い。単独問題であるよりも多問題である場合の方が多く、子育てをおこなっていく基本的条件が乏しい。カンファレンスにて母親の育児をサポートするための家庭調整、福祉機関、ボランティアやヘルパーなどの社会的資源の導入、医療中断を防ぐためフォロー体制、育児用品の準備等具体的な方法について検討している。また、必要に応じては福祉機関や市町村保健婦にもカンファレンスへの参加の要請を今後もおこなっていく必要がある。

カンファレンスを通じて事例に対する情報の共有化、援助方針の一致、役割分担をおこない有効な援助を連携して円滑におこなっていけると考えられる。

さらに、個別の事例検討とは別に地域保健機関と医療機関との連携援助の質を高める、医療と保健相互の機関の理解を深める、連携システムのモデル化を目的として地域保健機関と医療機関との地域看護研究会を実施しているところもある。

#### 5. 今後の医療と保健の連携の対象等について

医療と保健の連携が有効であると考えられる対象としては、

①母親に疾病を抱えている等の理由により家庭育児のサポートが必要な親

②育児不安が非常に強い親

③経済問題、望まぬ妊娠等のこどもを受け入れる家族条件の少ない親

④障害をもつこども

⑤保育所等の社会資源の活用が必要なケース

⑥医療・保健・福祉の地域内での多機関連携

が必要な親

が挙げられる。連携をおこなうことにより、地域保健機関側よりはこどもの医療機関の受診状況と問題把握が早期にでき、各事例のニーズにあった対応がおこないやすくなる。医療機関側よりは家庭療育・育児の状況がわかり、指導上の工夫ができる。こどもや親側よりは、総合的なサービスを有効に利用することができる。

しかし、連携をおこなっていく際にはこどもと家族へのプライバシー保護に対する配慮と連携機関間の相互理解が大切であることは言うまでもない。

今後も連携をおこなっていくことにより、特に疾病・障害、養育環境問題、多問題事例について有効でタイムリーな援助をおこなっていくことが可能になるとともに、患者側にとっても有効なサービスを受けることにつながっていくことになるだろう。

文 献：

- 1) 中西真弓、安枝敦子、小林美智子：周産期センターにおける医療と保健の連携。周産期医療の理論と実践，メディカ出版，1992；409-418

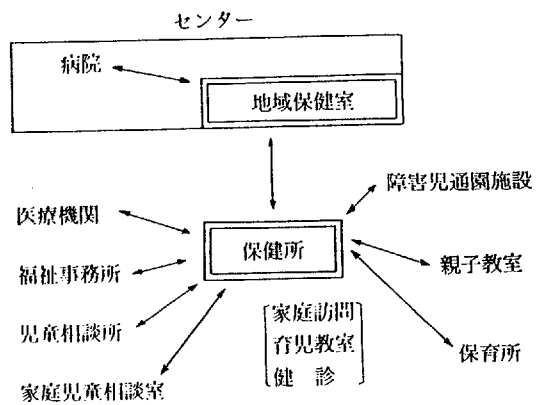


図1 大阪府立母子保健総合医療センターと保健所の連携システム



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:周産期(小児)医療の発展にともない、未熟児の救命や慢性疾患児の予後改善をもたらしている。様々な疾患を抱えた子どもやその親が生活の場である地域にて安心して生活を送っていけるためには、医療機関のみではなく地域保健機関と協力・連携して家族を援助していかねばならないと考えられる。